

財務省告示第三百五十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵

省令第三十号）第五十条の規定に基づき、平

成十六年七月二十六日に発行した利付国債の発行

条件等を次のとおり告示する。

平成十六年八月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号（第二十九回）（変動・十五年）

二 発行の根拠（昭和三十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び平成

十六年六月に於ける財政運営のた

め法律（平成十六年法律第二十

二号）第二十一条並びに国債

整理基金特別会計法（明治三十

九年法律第六号）第五条第一項

三 振替法の適用（平

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 基準金利の回り格差を競争

に付して行われる入札発行

各申込みのうち利回り格差の数

値が小さいものからその応募額

を順次割り当てる。

五 募入決定の額 うち、財政法第四十一条の規

定に基づき発行した利付国債に

ついては、額面金額で千億円、

平成十六年度における財政運営

のための法律第二十一条の特例等に

関する法律第二十一条の規定

に基づき発行した利付国債につ

六 発行額

七 払込金額

一兆九百九十二億円

八 最低額面金額

十 振替単位

九 振替単位

の記載又は記録は、最低額面金額と

十 発行行日

平成十六年七月二十六日

十一 発行価格

額面金額百円につき百円

十二 利率

子計算期間開始日前に行われる

九 発行行日

た、発行から償還までの期間が

十 発行行日

九年五月から超の十年利付国債の

十一 発行行日

に近づき算出された複利回り

十二 利率

ら、〇・九七パーセントを控除

十三 経過利息

その率は〇パーセントとする。

十四 経過利息

は、募入決定の通知を受けた者

十五 経過利息

式により算出した金額を第二

十六 経過利息

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.81}{100} \times \frac{6}{365}$$

十七 経過利息

(二) 発行時において、その利子に

十八 経過利息

も係るとして振替口座簿中の口

十九 経過利息

係る所得税が源泉徴収される

二十 経過利息

も係るとして振替口座簿中の口

十四 初期利子

座に記載又は記録されるもの  
についで、前記(一)の算式によ  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
へただし、当該国債を発行時  
ににおいて取得する者が非居住  
者又は外国人である場合、  
は、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額を控除  
することができる。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.81 - 1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年一月二十日及び七月二十日  
を支払期とし、各支払期におい  
て、その日以、前六ヶ月間に属す  
利子として、次の算式により算  
出した金額を支払う。

$$\frac{\text{額面金額} \times \text{基準金利} - 0.97}{100} \times \frac{1}{2}$$

十六 償還期限  
十七 償還金額  
十八 元利支  
十九 払場所

平成三十一年七月二十日  
日 本 銀 行  
額 面 金 額 百 円 づ ぎ 百 円

者 入 札 参 加 者  
財 務 大 臣 从 通 知 を 受 け た 者

二十  
弘  
込  
期  
日  
平  
成  
十  
六  
年  
七  
月  
二  
十  
六  
日